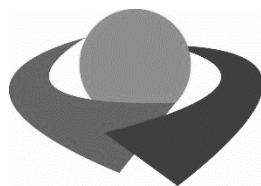


四国中央市公共施設等総合管理計画  
個別施設計画  
(スポーツ施設編)



令和3年3月

四国中央市

所管課 文化・スポーツ振興課

## 目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画の背景・目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 対象施設.....	3
4 計画期間.....	3
第2章 対象施設の基本情報.....	4
第3章 対象施設の評価.....	5
1 安全性・機能性の評価.....	5
2 経済性の評価.....	8
第4章 施設の基本方針.....	10
第5章 各施設の方向性.....	13
1 施設種別ごとの方向性.....	13
2 3体育館の方向性.....	14
(1) 3体育館の状況.....	14
(2) 3体育館の配置図.....	14
(3) 3体育館の財政状況及び利用状況.....	15
(4) 3体育館の再編方針.....	17
(5) 施設の長寿命化と保全.....	18
(6) 部位別の保全手法.....	20
(7) 施設の状態.....	23
(8) 施設の改修時期と対策費用.....	25

## 第1章 計画の概要

### 1 計画の背景・目的

スポーツの推進のための基本的な法律である「スポーツ基本法」では、地方公共団体の役割として「基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされています。

本市では、現在スポーツ推進計画の策定に向けて、スポーツに対する市民の意向調査を行うアンケートの実施を予定しており、市民が健康づくりや生涯をとおして、積極的にスポーツに接することができるよう努めています。

しかしながら、本市が現在保有するスポーツ施設は老朽化が進んでおり、人口減少により財政状況が悪化していることなどから、現状の施設の維持が困難になることが想定されます。また、少子高齢化社会を迎え、市民が求めるスポーツ施設の量や質が変化していくことが見込まれます。本市が「スポーツ基本法」の理念を実現するためには、これらのスポーツ施設に関する課題に計画的に対応していく必要があります。

四国中央市は、平成16年4月1日に2市1町1村が合併して誕生しましたが、公共施設等は、合併前の旧市町村が個別の視点でサービスの提供を目的として設置したものがほとんどです。そのため、市内に同類の施設が各地域にあり、逆に特定の地域にしか設置されていない施設があるなど、適正な配置がなされているとは言えないのが現状です。

また、少子高齢化の進展による人口減少問題をはじめ、それに伴う生産人口の減少による税収の減少や扶助費の高止まり等により地方財政が厳しい中、これまでに整備してきた公共施設等が一斉に改修・更新時期を迎えており、多額の費用が必要になると見込まれています。

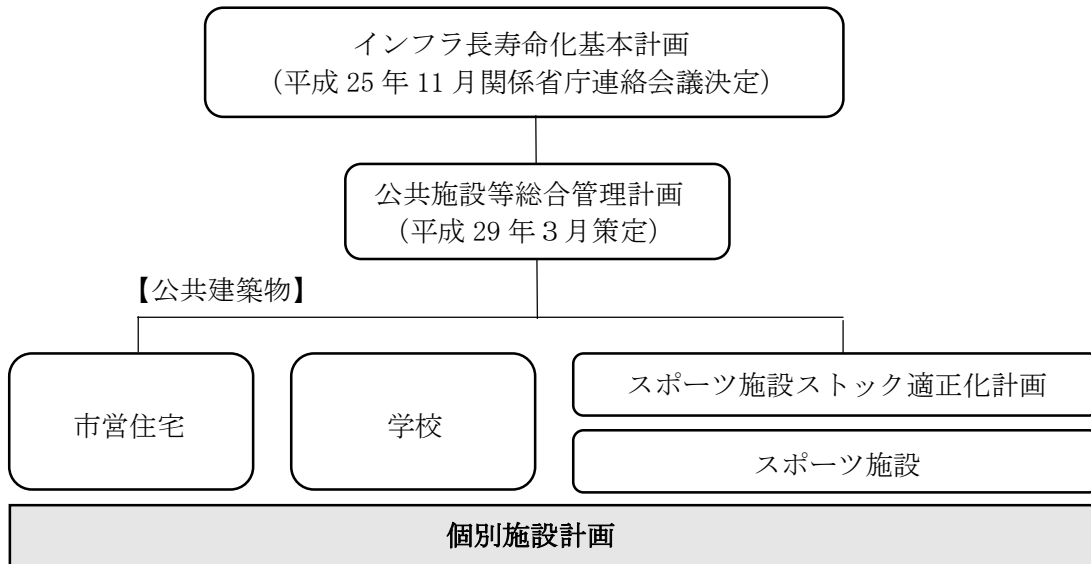
このような背景から、公共施設等を取り巻く現状や課題等を客観的に把握・整理するとともに、長期的な視点を持って施設の長寿命化や複合化・集約化、機能転換等も含め、適正配置と有効活用による財政負担の軽減・平準化を図り、将来に負担を残さない行財政運営を実現していくことを目的とし、平成29年3月に四国中央市公共施設等総合管理計画（以下「管理計画」という。）を策定しました。

管理計画で示された基本的な方針に基づき、公共施設等マネジメントを推進してくための実行計画として、施設類型別ごとに個別施設計画（以下「個別計画」という。）を策定することとしており、本計画は、「スポーツ施設」を対象として策定するものです。

本計画により、行財政運営の効率化と安心安全な施設づくり、時代の要請に対応した施設づくりの推進を図ります。

## 2 計画の位置づけ

### [本計画の位置づけ]



### [管理計画と個別計画の関係]

●公共施設等総合管理計画 2017～2056(40年間)		個別施設計画
<b>◆基本方針</b> ・施設等の現況、将来の見通し及び課題 ・マネジメントの5つの原則等 ※1期(10年)ごとに見直し	<b>◆分野別施設方針</b> ③ ・個別施設計画の内容を反映 ・対象施設の再編の方向性を一元管理 ※1期10年(前期・後期)×4期 ※毎年、データを更新	○基本計画 ○実施計画 ②
<b>◆ガイドライン【職員向け】</b> ・再編の実施方針を具体的に展開するためのマニュアル ※1期(10年)ごとに見直し	<b>◆施設カルテ</b> ① ・施設情報を共有し、施設評価に活用 ・施設評価の段階で、再編の方針決定を行い、その内容を個別施設計画に反映 ※毎年、各担当部署がデータを整備 ※政策推進課がマネジメント	※各担当部署が作成・実施

### 3 対象施設

本計画の対象施設は下表の 24 施設とします。

1	川之江体育館
2	川之江テニスセンター
3	浜公園川之江野球場
4	浜公園多目的広場
5	浜公園パークゴルフ広場
6	川之江運動場
7	向山公園グラウンド
8	川之江埋立グラウンド
9	金田グラウンド
10	金田テニスコート
11	川之江東部グラウンド
12	伊予三島運動公園体育館
13	伊予三島運動公園テニスコート
14	伊予三島運動公園野球場
15	伊予三島運動公園多目的グラウンド
16	伊予三島運動公園室内練習場
17	伊予三島運動公園相撲場
18	伊予三島運動公園プール
19	スカイフィールド富郷
20	松柏グラウンド
21	寒川グラウンド
22	やまじ風公園多目的グラウンド
23	土居テニスコート
24	土居総合体育館

### 4 計画期間

個別計画の期間は、公共施設等の寿命が数十年に及び中長期的な視点が不可欠であることや、管理計画の期間が 40 年間であることから、2020 年度から 2056 年度まで（短期：策定～2026 年度、中期：2027～41 年度、長期：2042～56 年度）の期間とします。なお、計画のローリングについては、10 年間ごとに見直しを行うとともに、歳入減や扶助費等の増、制度変更等が生じた場合は、適宜見直しを行うこととします。

## 第2章 対象施設の基本情報

本市が保有するのスポーツ施設について、現況に基づく評価を行い、基本方針を検討します。本計画の対象となる24施設の基本情報は下表のとおりです。

施設名	施設種別	竣工年	供用開始年	階数	面積(m <sup>2</sup> )		構造	耐震性			運営形態	防災計画上の位置づけ
					建物	その他		基準	診断	改修		
川之江体育館	体育館	1989	1989	2	6,477		RC造	新	無	無	指定管理	指定避難所
かわのえテニスセンター	テニスコート	1994	1994	—		25,012	—	—	—	—	指定管理	—
浜公園川之江野球場	野球場		1992	—		20,000	—	—	—	—	指定管理	—
浜公園多目的広場	多目的運動広場		1994	—		19,505	—	—	—	—	指定管理	—
浜公園パークゴルフ広場	アウトコース	パークゴルフ場	1995	1996	—	4,868	—	—	—	—	指定管理	—
	インコース		1997	1997	—	7,939	—	—	—	—	指定管理	—
川之江運動場	グラウンド		1968	—		15,885	—	—	—	—	指定管理	—
向山公園グラウンド	グラウンド		1979	—		5,000	—	—	—	—	指定管理	—
川之江埋立グラウンド	グラウンド		1981	—		9,913	—	—	—	—	指定管理	—
金田グラウンド	グラウンド		1981	—		5,944	—	—	—	—	直営	—
金田テニスコート	テニスコート		1981	—		868	—	—	—	—	直営	—
川之江東部グラウンド	グラウンド		2000	—		5,559	—	—	—	—	指定管理	—
伊予三島運動公園体育館	体育館	1989	1989	3	7,912		RC造	新	無	無	指定管理	指定避難所
伊予三島運動公園テニスコート	テニスコート	1995	1995	—		4,676	—	—	—	—	指定管理	—
伊予三島運動公園野球場	野球場		1982	—		18,495	—	—	—	—	指定管理	—
伊予三島運動公園多目的グラウンド	多目的運動広場		1988	—		36,000	—	—	—	—	指定管理	—
伊予三島運動公園室内練習場	屋内練習場		2002	1		405	S造	—	—	—	指定管理	—
伊予三島運動公園相撲場	相撲場		1989	—		1,190	—	—	—	—	指定管理	—
伊予三島運動公園プール	プール	1985	1985	—		11,066	—	—	—	—	指定管理	—
スカイフィールド富郷	多目的運動広場		2001	—		147,508	—	—	—	—	指定管理	—
松柏グラウンド	グラウンド		1973	—		4,906	—	—	—	—	直営	—
寒川グラウンド	グラウンド		1982	—		10,010	—	—	—	—	直営	—
やまじ風公園多目的グラウンド	グラウンド		1994	—		24,930	—	—	—	—	指定管理	—
土居テニスコート	1・2面	テニスコート	1994	1995	—	1,443	—	—	—	—	指定管理	—
	3・4面		1995	1996	—	1,443	—	—	—	—	指定管理	—
土居総合体育館	体育館	2004	2004	2	7,982		RC造	新	無	無	指定管理	無指定

※構造…RC：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造

### 第3章 対象施設の評価

#### 1 安全性・機能性の評価

全24施設について安全性・機能性に関する基礎情報を整理し、下表の項目を基準として評価を行います。

【安全性・機能性に関する基礎情報の収集項目】

項目		細目
安全性	経過年数	・竣工年からの経過年数は経ちすぎているか
	躯体の安全性	・躯体の劣化状況(剥離、ひび割れ等の損傷)はないか
	外被性能	・屋根及び外壁等からの漏水の有無はないか ・屋根の劣化状況(勾配屋根材、防水材の劣化)はないか ・外壁材の劣化状況(剥離、落下の危険性の有無)はないか
機能性	空間性能(建築)	・室空間の広さ、高さは十分か
	室内環境性能(電気・機械)	・室内環境(空調、衛生、音、光)の状況は良好か ・付帯設備(トイレ、シャワー、更衣室等)の整備状況は良好か ・設備機器、配管等の劣化はないか ・運用に関する問題(設備の管理、運転等)はないか
	その他	・バリアフリーの対応状況はあるか ・省エネ対策の状況はあるか
法令への適合状況		・建築基準法の定期調査報告に問題はないか ・消防用設備等点検の結果は良好か ・自家用電気工作物の定期点検は行っているか
屋外スポーツ施設の状況		・舗装の健全度(クレイ系、芝生、人工芝等)は良好か ・付帯施設の健全度(フェンス、スコアボード、ダグアウト、観覧席、外周壁等)は良好か ・付帯設備の健全度(照明、ひさし、木陰等の設置)は良好か
スポーツ施設の安全対策	施設の安全性	・屋内スポーツフロア(すべり転倒、床板割れ、床金物の緩み等)に問題はないか ・水泳プールの安全管理(飛び込み、溺水、排水口吸込事故)に問題はないか ・屋外スポーツコート(コート)の平坦性は維持できているか ・特定天井対策は施しているか ・AED等は設置しているか
	用具・器具の安全対策	・落下防止対策(吊り下げ、壁面固定バスケットゴール等)は施しているか ・移動防止対策(サッカーゴール等)は施しているか ・強化、防振対策は施しているか
	安全管理の体制	・安全管理マニュアルの整備及び周知徹底はされているか ・教育及び訓練は実施されているか

**【安全性・機能性の評価の考え方】**

評価基準	評価
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に劣化・不具合等の事象が確認されない。</li> <li>・部分的な劣化・不具合等の事象が確認されるが、緊急性が低い(日常的な保守管理及び経過観察により対応)。</li> <li>・法定点検での是正報告がない、又は是正事項が既に改善されている(改善予定も含む)。</li> <li>・スポーツ施設の安全対策がなされている。</li> </ul>	<b>良</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的な劣化・不具合等、若しくは著しい劣化・不具合等の事象が確認され全面的な補修若しくは改修が必要である。</li> <li>・劣化・不具合等の事象により、重大な事故、施設の利用制限、又は緊急に補修若しくは改修が必要である。</li> <li>・法定点検での是正報告があり、是正が長期間放置されている、若しくは、重大な事故、施設の利用制限が想定される。</li> <li>・重大な事故の恐れがある安全に関する対策が実施されていない。</li> </ul>	<b>劣</b>

**【評価基準の考え方】**

指標	評価基準
<b>A</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に健全である。</li> <li>・緊急の修繕の必要がないため、日常の維持保全で管理するもの。</li> </ul>
<b>B</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に健全だが、部分的な劣化が進行している。</li> <li>・緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。</li> </ul>
<b>C</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に劣化が進行している。</li> <li>・現時点では重大な事故にはつながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、若しくは更新が必要なもの。</li> </ul>
<b>D</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に顕著な劣化がある。</li> <li>・重大な事故につながる恐れがあり、施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、若しくは更新が必要とされる。</li> </ul>

スポーツ庁が策定した「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」を参考に、24 スポーツ施設について、安全性・機能性の状況・評価は次の表のとおりです。



施設名	評価項目					安全性 機能性 評価
	安全性	機能性	法令の 適合状況	屋外施設 の状況	安全対策	
川之江体育館	C	C	C		C	劣
かわのえテニスセンター	A			A	B	良
浜公園川之江野球場	A	B	A	A	A	良
浜公園多目的広場	A			A	A	良
浜公園パークゴルフ広場	A			A	A	良
川之江運動場	B			C	B	良
向山公園グラウンド	B			B	B	良
川之江埋立グラウンド	C			B	B	良
金田グラウンド	B			B	B	良
金田テニスコート	B			B	B	良
川之江東部グラウンド	B			B	B	良
伊予三島運動公園体育館	A	A	A		A	良
伊予三島運動公園テニスコート	A			A	B	良
伊予三島運動公園野球場	A	B	A	A	B	良
伊予三島運動公園多目的グラウンド	A			A	A	良
伊予三島運動公園室内練習場	A	B	A	B	B	良
伊予三島運動公園相撲場	B	B	A	B	B	良
伊予三島運動公園プール	A	B	A	A	B	良
スカイフィールド富郷	A	B	A	A	A	良
松柏グラウンド	A			A	A	良
寒川グラウンド	B			C	B	良※
やまじ風公園多目的グラウンド	A			B	A	良
土居テニスコート	C			B	B	良
土居総合体育館	A	A	A		A	良

※現状では「劣」の判定ですが、砂飛散防止の芝生化が予定されているため、施設上の問題は今後解消される見込みがあるとして「良」の判定をしました。

## 2 経済性の評価

安全性・機能性の評価において「劣」と評価された施設について、次の評価段階に移り、経済性に関する評価を次表のような考え方にに基づき行います。本計画の場合、川之江体育館の経済性を評価します。「経済性」の評価については、次表のような考え方にに基づき、「良」「劣」の評価を行います。

### 【「経済性」評価の評価基準】

評価基準	評価
<ul style="list-style-type: none"> <li>改善コスト、維持管理コストの発生が標準よりも少ない。</li> <li>収入が多く、今後も施設利用が見込める。</li> <li>維持管理コストが多く、収入も少ない施設であるが、維持管理・収入の運用面での見直しの可能性がある。</li> </ul>	良
<ul style="list-style-type: none"> <li>改善コスト及び維持管理コストが多く、収入も標準よりも少ない施設で、維持管理・収入の運用面での見直しの可能性が低い。</li> <li>相対的、若しくは目標値（財政面からかけられる費用）に対して、著しく状況が悪い。</li> </ul>	劣

さらに、改善コスト(※1)、維持管理コスト(※2)、利用料金収入等を総合的に評価し、施設の方向性について「改善」又は「改廃」を検討します。

令和2年3月「川之江体育館改修工事基本計画業務(建築)」より、現在把握できている川之江体育館の改善及び維持管理コストは下表のとおりです。

### 【川之江体育館改善及び維持管理コスト】

(単位：千円)

コスト	試算金額	内訳	試算金額
改善コスト	1,659,300	屋根・屋上改修	66,100
		外部・その他改修	67,200
		内装仕上げ改修	636,300
		消火設備改修	3,500
		外壁改修	91,200
		アリーナ空調改修	617,300
		防災設備改修	8,600
		剣道場空調改修	49,900
		柔道場空調改修	77,300
		トレーニングルーム空調改修	25,700
		その他室空調改修	16,200
維持管理コスト	36,145	年間経費	36,145

※1 改善コスト……施設の機能改修や耐震改修に必要な費用を指します。

※2 維持管理コスト…今後発生が見込まれる更新修繕費、運営管理費、光熱水費・通信費の費用を指します。

利用料金収入と財政負担および収入に対する財政負担の割合は下表のとおりです。

**【川之江体育館の利用料金・財政負担の推移】**

(単位：千円)

項目	H28	H29	H30	平均
利用料金収入	4,327	4,449	4,283	4,353
財政負担（指定管理料）	29,181	28,887	24,655	27,574
財政負担の割合	87.1%	86.6%	85.2%	86.3%

利用料金収入に対する改善コスト、維持管理コストが著しく高くなっており、利用料金収入だけでは改善コストをまかなうことができないのが現状です。また、竣工から31年経過しており、これまで大規模改修等を実施していないということからも、改善コストは多いと評価できます。

さらに、利用料金収入と財政負担（指定管理料）にかかる市の負担率3カ年平均値が86.3%となっており、費用面について市の財政に大きく依存していることがわかります。

以上のことから、「経済性」の評価基準に沿って、改善コスト、維持管理コスト、利用料金収入、財政負担を評価した結果、川之江体育館の1次評価は次のとおりです。

そのほかの23施設については、「安全性・機能性」評価は「良」判定であるため、1次評価は「維持」とします。

**【1次評価結果】**

施設名	「経済性」評価	施設の方向性
川之江体育館	劣	改廃

## 第4章 施設の基本方針

まず、1次評価で施設の方向性が「改廃」となった川之江体育館は、施設の環境を明らかにするため、年間利用人数、地域防災上の位置づけ、アンケート(各スポーツ施設利用者対象)の情報を収集し整理します。

### 【川之江体育館のスポーツ環境に関する情報】

○年間利用人数の推移 ※(公財)四国中央市スポーツ協会が指定管理している施設のみ

No.	施設名	H26		H27		H28		H29		H30	
1	川之江体育館	70,563	17.6%	75,224	18.3%	76,392	20.0%	80,662	19.9%	80,532	17.0%
2	川之江テニスセンター	47,957	12.0%	58,523	14.2%	47,615	12.5%	52,952	13.1%	63,161	13.3%
3	浜公園川之江野球場	7,604	1.9%	2,852	0.7%	3,434	0.9%	8,123	2.0%	8,732	1.8%
4	浜公園多目的広場	14,118	3.5%	15,043	3.7%	16,220	4.2%	18,658	4.6%	14,682	3.1%
5	浜公園パークゴルフ広場	12,037	3.0%	14,478	3.5%	11,977	3.1%	13,207	3.3%	15,713	3.3%
6	川之江運動場	12,946	3.2%	13,603	3.3%	12,839	3.4%	10,150	2.5%	10,008	2.1%
7	向山公園グラウンド	5,235	1.3%	4,145	1.0%	3,389	0.9%	3,611	0.9%	3,246	0.7%
8	川之江埋立グラウンド	2,698	0.7%	4,678	1.1%	5,098	1.3%	5,220	1.3%	5,984	1.3%
9	川之江東部グラウンド	2,651	0.7%	2,172	0.5%	1,781	0.5%	2,079	0.5%	2,043	0.4%
10	伊予三島運動公園体育館	93,904	23.4%	94,591	23.0%	106,006	27.7%	120,764	29.8%	153,116	32.3%
11	伊予三島運動公園テニスコート	10,114	2.5%	11,061	2.7%	9,377	2.5%	9,772	2.4%	10,959	2.3%
12	伊予三島運動公園野球場	10,789	2.7%	5,793	1.4%	3,184	0.8%	7,840	1.9%	8,194	1.7%
13	伊予三島運動公園野球場	41,999	10.5%	47,271	11.5%	23,446	6.1%	12,167	3.0%	36,218	7.6%
14	伊予三島運動公園室内練習場	9,076	2.3%	6,113	1.5%	5,552	1.5%	7,616	1.9%	6,059	1.3%
15	伊予三島運動公園相撲場	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	150	0.0%	123	0.0%
16	伊予三島運動公園プール	24,171	6.0%	20,054	4.9%	24,397	6.4%	22,849	5.6%	21,618	4.6%
17	スカイフィールド富郷	16,295	4.1%	17,681	4.3%	15,562	4.1%	11,746	2.9%	19,243	4.1%
18	やまじ風公園多目的グラウンド	19,004	4.7%	17,425	4.2%	16,098	4.2%	17,321	4.3%	13,984	3.0%

○施設の利用状況に関するアンケート(川之江体育館の回答数)

〈よくご利用になる施設〉 平成28年度：37人/173人(21.4%)  
 平成29年度：97人/211人(46.0%)  
 平成30年度：104人/306人(34.0%) } 平均 33.1%

※本アンケートは、やまじ風グラウンド、スカイフィールド富郷、伊予三島運動公園体育館、伊予三島運動公園、かわのえテニスコート、浜公園(野球・多目的・サブ)、浜公園パークゴルフ、向山公園グラウンド、川之江埋立グラウンド、川之江東部グラウンド、川之江運動場、川之江体育館の12施設が対象です。

○地域防災上の位置づけ→避難所

次に、施設種別ごとに基本方針を定めます。

基本方針の検討に当たって、「経済性」評価が「劣」判定となった川之江体育館は、「政策優先度」を評価します。政策優先度の評価基準については、次表のとおりです。

1次評価が「維持」となった施設は、基本方針を「機能保持」とします。

1次評価が「改善」「改廃」となった施設は、政策優先度の評価を行います。本計画の場合、川之江体育館のみ政策優先度の評価を行います。

1次評価が「改廃」で政策優先度が「高」の施設は、施設の状態が悪く、改善には相当の費用がかかる可能性があるため、基本方針を「機能保持(建替再整備)」とします。政策優先度が「低」の施設は、基本方針を「総量コントロール」とし、施設の削減、転用等の検討を行う施設とします。

### 【「政策優先度」評価の評価基準】

評価基準	評価
<ul style="list-style-type: none"><li>・施設利用が多い。</li><li>・現在の施設利用者の満足度が高い。</li><li>・地域防災計画において、災害拠点や避難施設として指定されており、代替できる施設が少ない。</li></ul>	高
<ul style="list-style-type: none"><li>・施設利用が少ない。</li><li>・現在の施設利用者の満足度が低い。</li><li>・地域防災計画において、災害拠点や避難施設として指定されていない。</li></ul> 若しくは、指定されているが、近隣に代替できる施設がある。	低

政策優先度の評価に当たって、川之江体育館の3つの情報に着目して検討します。

1つ目は施設利用者数です。

(公財)四国中央市スポーツ協会が指定管理している全18施設の利用者の推移をみると、伊予三島運動公園体育館に次いで概ね20%の利用率となっており、市内のスポーツ施設として非常に需要が高いことがわかります。

2つ目は、現在の施設利用者の満足度です。

各施設にアンケート回収箱を設置し備え付け、利用者が来館時に記載の上投函してもらった「スポーツ施設お客様アンケート」の結果をみると、3カ年を平均して33.1%の利用者が川之江体育館の利用に満足しており、施設利用者の満足度は非常に高いといえます。

3つ目は地域防災計画における位置づけです。

現在川之江体育館は地域防災上避難所として指定されており、有事の際には付近の住民や市民にとって非常に重要な施設となります。【「政策優先度」評価の評価基準】の評価基準からも、地域防災計画において、災害拠点や避難施設としての指定がされており、現状では当該施設に代替できる施設はありません。

以上のことから、川之江体育館の政策優先度は「高」と評価され、本計画の全 24 スポーツ施設の方向性と基本方針(2次評価)は次の表のとおりです。

【24 スポーツ施設の方向性と基本方針(2次評価結果)】

No.	施設名	方向性	耐震性		政策 優先度	基本方針
1	川之江体育館	改廃	あり	新	高	機能保持(建替再整備)
2	川之江テニスセンター	維持	—		—	機能保持
3	浜公園川之江野球場	維持	—		—	機能保持
4	浜公園多目的広場	維持	—		—	機能保持
5	浜公園パークゴルフ広場	維持	—		—	機能保持
6	川之江運動場	維持	—		—	機能保持
7	向山公園グラウンド	維持	—		—	機能保持
8	川之江埋立グラウンド	維持	—		—	機能保持
9	金田グラウンド	維持	—		—	機能保持
10	金田テニスコート	維持	—		—	機能保持
11	川之江東部グラウンド	維持	—		—	機能保持
12	伊予三島運動公園体育館	維持	あり	新	—	機能保持
13	伊予三島運動公園テニスコート	維持	—		—	機能保持
14	伊予三島運動公園野球場	維持	—		—	機能保持
15	伊予三島運動公園多目的グラウンド	維持	—		—	機能保持
16	伊予三島運動公園室内練習場	維持	—		—	機能保持
17	伊予三島運動公園相撲場	維持	—		—	機能保持
18	伊予三島運動公園プール	維持	—		—	機能保持
19	スカイフィールド富郷	維持	—		—	機能保持
20	松柏グラウンド	維持	—		—	機能保持
21	寒川グラウンド	維持	—		—	機能保持
22	やまじ風公園多目的グラウンド	維持	—		—	機能保持
23	土居テニスコート	維持	—		—	機能保持
24	土居総合体育館	維持	あり	新	—	機能保持

## 第5章 各施設の方向性

### 1 施設種別ごとの方向性

伊予三島運動公園体育館、川之江体育館、土居総合体育館の3体育館を除いた施設種別ごとの方向性は下表のとおりです。

施設種別	方向性
テニスコート	一般利用のほか、部活動での利用も定期的により安定的な利用が図られているため、継続します。利用率の低下等があった場合は、他のサービスとの複合化や集約化を検討します。
野球場	伊予三島運動公園施設内に1施設、川之江浜公園内に1施設あり、安定的な利用が図られています。浜公園野球場は、最新のスコアボードを設置しており、今後の幅広い層の利用者も見込まれるため、利用率の向上を図ります。
市民プール	伊予三島運動公園体育館敷地内に1施設あります。スライダー、流水プール、造波プール、長水路、幼児プールを備えており、近隣にはないレジャー施設として毎年多数の方が利用しています。利用率の低下等があった場合は、廃止等を検討します。
グラウンドゴルフ場	安定的な利用が図られているため、継続します。利用率の低下等があった場合は、他のサービスとの複合化や集約化を検討します。
多目的グラウンド	浜公園グラウンド、スカイフィールド富郷、やまじ風公園多目的グラウンドは、安定的な利用が図られており、地域スポーツ振興の拠点として、利用率の向上を図ります。 利用率の低下等の状態にある、川之江埋立グラウンド、向山公園グラウンド、川之江東部グラウンドは、今後の利用状況をみながら、他のサービスとの複合化や集約化を検討します。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夜間照明体育施設</li> <li>・ 学校夜間体育施設 (体育館)</li> </ul>	<p>夜間照明施設については、老朽化状況、利用状況を考慮したうえで、助成金を活用しながら、順次改修を行っています。</p> <p>学校夜間体育施設(体育館)の利用についても、地域の実情を考慮し、スポーツ施設としての必要性を検討します。</p>

## 2 3 体育館の方向性

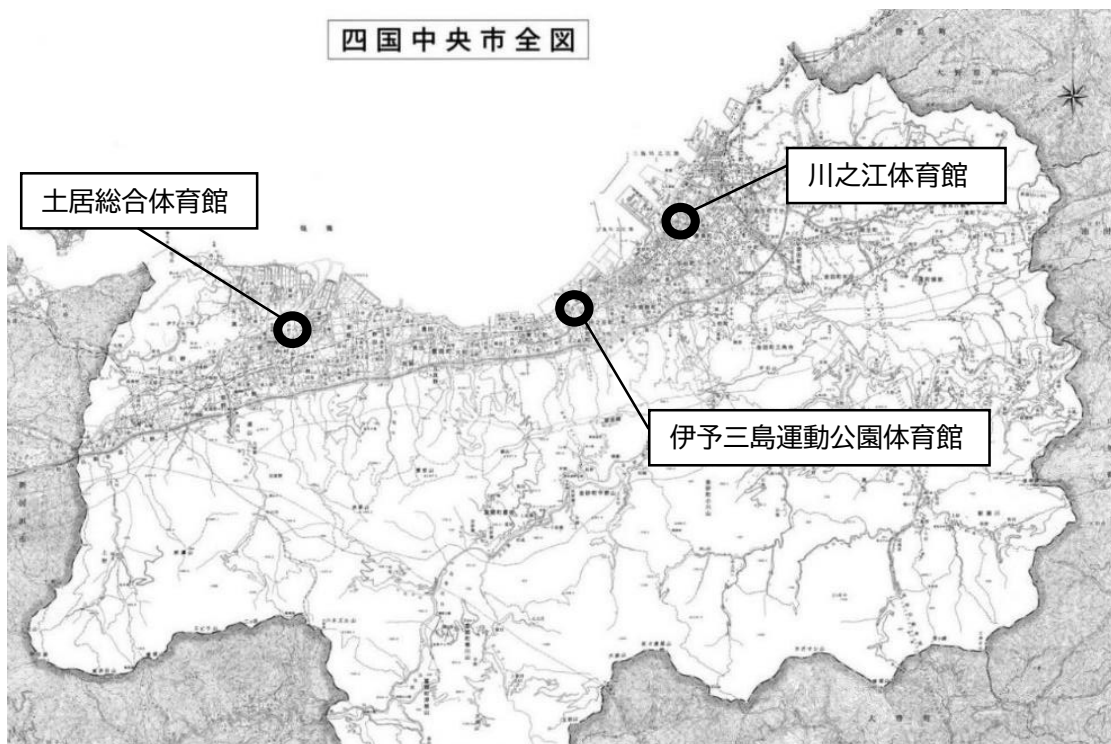
市内スポーツ施設で、施設の方向性と基本方針が唯一「機能保持(建替再整備)」となった川之江体育館については、「政策優先度」評価の評価基準にしたがって評価した結果、政策優先度が「高」と評価されたことから、短期での機能の移転、施設の処分は困難であると考えられます。

そこで、川之江体育館は、計画的に修繕・改修を行うことにより耐用年数満了年まで施設を維持することとします。また、川之江体育館を含む伊予三島運動公園体育館、土居総合体育館の市内3体育館はほぼ同一規模を有しており、今後長寿命化を図るうえで集約の方向性も模索すべきことから、川之江体育館単体での施設計画を策定するのではなく、3体育館の財政状況、利用状況、施設環境を比較・検討しながら計画していきます。

### (1) 3 体育館の状況

名称	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築年	耐用年数満了年
伊予三島運動公園体育館	R C造3階	7,912	1989	2036
川之江体育館	R C造2階	6,477	1989	2036
土居総合体育館	R C造2階	7,983	2004	2051

### (2) 3 体育館の配置図

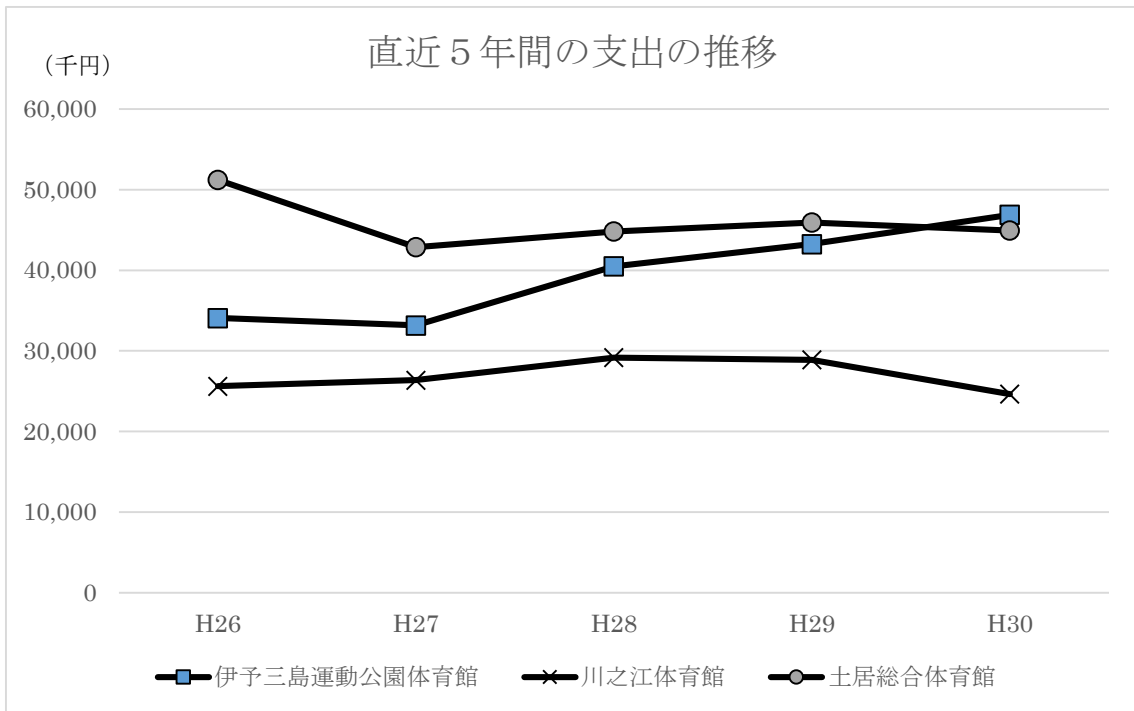




(3) 3 体育館の財政状況及び利用者数状況

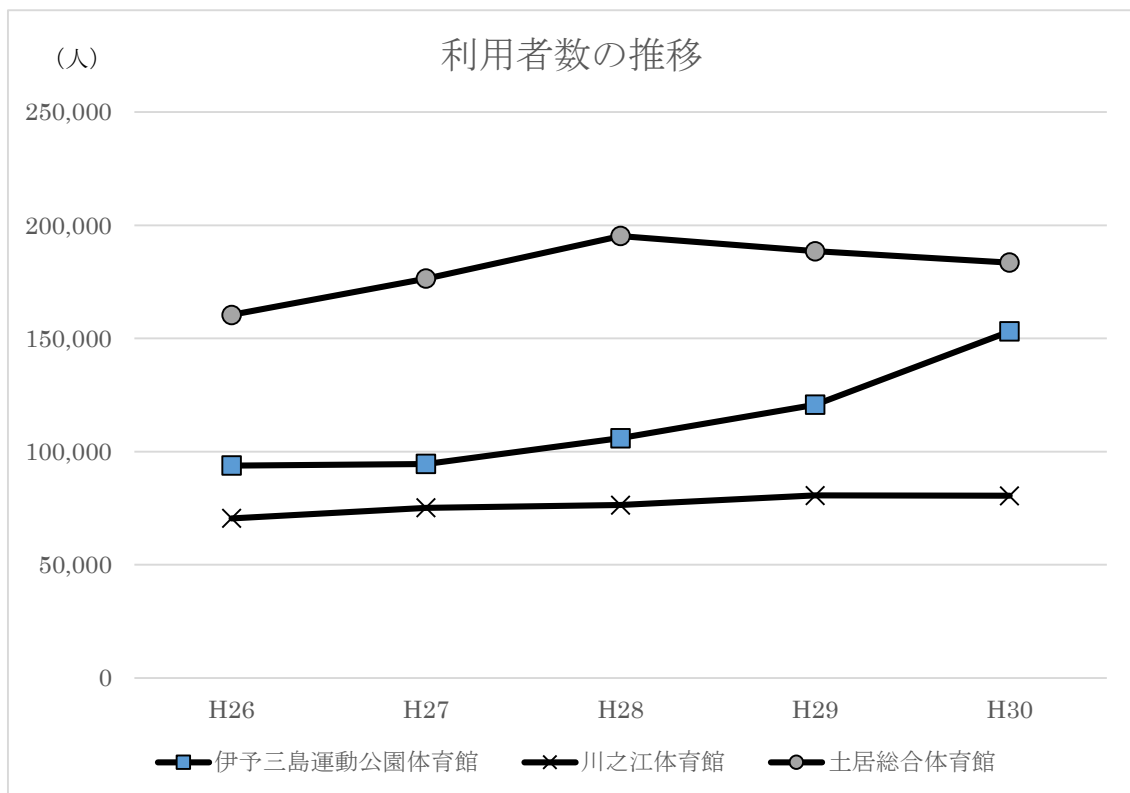
財政状況【歳出】(単位：千円)

名称	H26	H27	H28	H29	H30	平均額
伊予三島運動公園体育館	34,082	33,165	40,493	43,249	46,877	39,573
川之江体育館	25,611	26,375	29,181	28,887	24,655	26,942
土居総合体育館	51,198	42,871	44,824	45,935	44,941	45,954



### 利用状況

名称	区分	H26	H27	H28	H29	H30	平均
伊予三島 運動公園 体育館	利用者 (人)	93,904	94,591	106,006	120,764	153,116	113,676
	1人当たり コスト (円)	348					
川之江体育館	利用者 (人)	70,563	75,224	76,392	80,662	80,532	76,674
	1人当たり コスト (円)	351					
土居総合 体育館	利用者 (人)	160,437	176,480	195,265	188,563	183,543	180,857
	1人当たり コスト (円)	254					



#### (4) 3 体育館の再編方針

##### ア 再編の基本的な考え方

スポーツ施設については、体力の増加と健康の増進を図り、市民の健康的な生活を促進させ、また、スポーツを通じてコミュニケーションを図ることによって、助け合いの精神を育むことを目的とする施設です

現在、本市では3 体育館を維持していますが、今後、少子高齢化や社会情勢の変化等により利用者の減少が見込まれる中で、地域コミュニティの拠点ともなる施設として、将来需要の変化に応じた機能の充実や見直しと、施設の環境改善が求められます。

以上のことから、次のポイントに着目して、施設の再編と充実を進めるものとします。

##### [再編のポイント]

##### ①利用効率の向上

伊予三島運動公園体育館と川之江体育館については、同一の指定管理者が運営しており、体育館が2館存在することにより、館の運営状況にかかわらず一定の人件費等が必要になっています。貴重なマンパワーを集約することにより、運営管理の効率化とサービスの充実が図られます。

##### ②施設の安全性の向上と維持管理費の節減

今後も維持が必要な施設は計画的な保全や改修を進めるとともに、老朽化が進んだ施設については早めに再編し、施設の安心安全の確保と維持管理費の節減を図るものとします。

##### ③時代の要請に対応できる施設づくり

子どもから大人までさまざまな年代の利用がある施設であり、施設の安心・安全を確保する必要があります。近年では、2019 年ラグビーワールドカップの日本開催や、東京オリンピックの開催等、市民のスポーツへの関心や興味が深まっています。

今後多種目のスポーツに対するさまざまな需要が見込まれており、新たに生じる課題に対し、柔軟に対応できる施設づくりが求められます。

##### ④利便性への配慮

運営の効率化を図りながらも、利便性に配慮して施設を再編します。

## イ 再編の検討結果

前述の「ア 再編の基本的な考え方」を踏まえ検討した総合評価（再編の方針）は次のとおりです。再編は、個別計画の推進期間を短期、中期、長期と分類し、施設の機能及び建物に関する方針を定めています。

川之江体育館は、緊急性の高い箇所から修繕・改修を行い、耐用年数満了年まで機能を維持します。また、伊予三島運動公園体育館と川之江体育館は、同じ年度に耐用年数を迎えるため、両体育館を中期後半に新体育館に機能を移転し、建物は、伊予三島運動公園体育館、川之江体育館ともに廃止します。

土居総合体育館は、温水プールを小中学校のプールとしての活用も検討されますが、ランニングコスト等を考慮し、耐用年数を迎える後期には新体育館に機能を移転し、建物は廃止します。

施設名	総合評価（再編の方針決定）						再編の方向性
	機能			建物			
	短期	中期	長期	短期	中期	長期	
伊予三島運動公園体育館	継続	移転		維持	廃止		新築した施設に機能を移転します。
川之江体育館	継続	移転		維持	廃止		新築した施設に機能を移転します。
土居総合体育館	継続	継続	移転	維持	継続	廃止	新築した施設に機能を移転します。
新体育館		集約	集約		新築	維持	

短期：計画策定～2026(R 8)年度 7年間

中期：2027(R 9)～2041(R23)年度 15年間

長期：2042(R24)～2056(R38)年度 15年間

## (5)施設の再編と保全

### ア 再編の必要性

これまでの公共施設等の老朽化に対する対策は、建替えが一般的でしたが、今後は、現在の施設の総量に対し、施設の改修・更新にかけられる予算が限られていることから、建替えによる老朽化対策から転換し、施設を計画的に維持保全して長寿命化を図ることにより、単年度の建替えコストを軽減していくことが必要です。

施設の長寿命化と管理計画で示した施設の総量縮減施策を併行して進めていくことにより、改修・更新費用の縮減を図る必要があります。なお、これらのコスト縮減の取り組みの下、必要な施設整備に優先順位をつけ、中長期的な視点により計画的な保全・更新を行うことにより、財政負担の平準化を図り、適切な公共施設等の整備を実施していく必要があります。

#### イ 再編に必要な計画的保全

これまで、施設の機能が著しく低下した場合は、建替えれば良いという考え方があり、建物更新に予算の重きが置かれていたため、壊れたら直す＝事後保全が中心でしたが、一定の性能水準を保ちながら長く使っていくためには、建物の使用年数を考慮したうえで、適切な措置を行う計画的保全が必要です。

従来の「古くなったら建替え」「故障したら直す」から計画的な保全予算の確保に大きく転換する必要があります。

また、今後、長期間使用すべきでない施設に大規模な改修を実施することは合理的ではないため、施設量の縮減を見据えた保全計画が必要となります。

#### ウ 再編の方針

前述の考えに基づき、今後も使い続ける施設の再編を持続的に実現し、将来の改修・更新費用を軽減していくための基本的な方針を定めます。

#### エ 改修周期の設定と改修単価の設定

目標耐用年数まで建物を使用することを前提とし、計画的保全を実施するため定期的な改修を行います。改修の規模（鉄筋コンクリート造等）は次表のとおりです。

##### [改修規模]

中規模改修	竣工後 20 年目（目標耐用年数が 80 年の場合は 60 年目も実施）を目途に実施する改修で、屋上防水や外壁補修、設備機器の更新等を行います。主に建物の機能回復を目的とします。
大規模改修 (長寿命化改修)	竣工後 30 年～40 年目を目途に実施する改修で、中規模改修の項目に加えて、給排水管の更新、空調ダクトの更新、躯体の中性化対策等を行います。主に施設の延命を目的とします。

総務省が公表している「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の試算」における単価を活用します。スポーツ・レクリエーション施設に係る単価は、次表のとおりです。

##### [改修等単価]

中規模改修	スポーツ・レクリエーション施設 大規模改修（長寿命化改修）の 5 割	改修単価 10 万円/m <sup>2</sup>
大規模改修 (長寿命化改修)	スポーツ・レクリエーション施設 バリアフリー対応等社会的改修含む	改修単価 20 万円/m <sup>2</sup>
建替え	スポーツ・レクリエーション施設 解体費含む	更新単価 36 万円/m <sup>2</sup>

(6) 部位別の保全手法

従来の不具合が生じてから改修等を行う事後保全的な管理方法を見直し、計画的に改修等を行う予防保全の考え方に転換するため、部位別の保全手法を明記します。

[表ア] 優先対応度による保全の分類

優先対応度	部位ごとの保全の分類
A	建築物への影響が大きいため計画保全とすべき部位
B	点検時の不具合の状況により、故障や停止する前に計画保全を行うことが望ましい部位
C	劣化や故障等が発生した時点での保全対応で足りる部位

[表イ] スポーツ施設保全対象部位

工種	番号	対象部位	具体的内容	優先対応度	改修周期
建築	①	屋根・屋上	屋上防水、屋根葺材等	A	15～30年
	②	外壁・外床	外壁等	A	15～40年
	③	外部その他	外構、舗装等	C	15～40年
	④	内装仕上げ	室内（床・壁・天井仕上げ）塗装等	C	15～40年
電気	⑤	受変電設備	配電盤、変圧器、コンデンサ	B	25～30年
	⑥	非常用電源設備	自家発電装置	B	30年
	⑦	防災設備	自動火災報知装置、非常警報設備	B	15～20年
	⑧	その他電気設備	電灯、電話、放送等	B	10～15年
機械	⑨	空気調和設備	冷温水発生機、冷却塔、エアコン等	B	15～30年
	⑩	給排水衛生設備	給水管、排水管、ポンプ、衛生器具	C	15～30年
	⑪	換気・排煙設備	換気設備、送風機、排煙機等	C	15～40年
	⑫	消火設備	屋内消火栓、スプリンクラー、消火ポンプ	B	15～30年
	⑬	昇降機設備	エレベーター	B	25～30年

**【建築】**

(ア) 屋根・屋上（通番①）

屋根は、屋上防水層や屋根葺材等により構造躯体や室内への雨水等の浸入を防ぎます。構造躯体に比べ寿命の短い防水層等が劣化すると、防水効果が薄れ漏水を引き起こし、構造躯体の劣化・損傷、さらには内部の損傷につながります。そのようなことから、漏水を未然に防ぐため、計画的な改修を実施していきます。

(イ) 外壁・外床 (通番②)

外壁は、年月の経過に伴い、仕上げ材のタイルのひび割れや建具まわりのシーリングの劣化等により漏水し、構造躯体の劣化や室内の仕上げ材及び設備機器の損傷を招きます。また、建物に付属する看板等も経年劣化します。

外壁のタイルやモルタル及び看板等の落下により、人や物を傷つける危険性があるため、計画的な改修を実施していきます。

(ウ) 外部その他 (通番③)

外部建具等は、建物の使用頻度や利用状況により老朽化が異なりますが、日常の使用による不具合や作動状況により不具合の確認が可能であるため、発見された損傷や故障の状態に基づき随時対処していきます。

(エ) 内装仕上げ (通番④)

室内の内装仕上げは、建物の使用頻度や利用状況により老朽化が大きく異なるものの、日常的に確認が可能であるため、発見された劣化及び破損状況に基づき随時対処していきます。

## 【電気設備】

(ア) 受変電設備 (通番⑤)

受変電設備は、劣化により受電機能を損ない、施設の利用に支障をきたす恐れがあることから、電気事業法では、日常点検を月1回、定期点検を年1回行うことが義務づけられています。点検を通じて不具合が明らかになるため、耐用年数や点検結果に基づき、速やかな対処により機能を維持します。

(イ) 非常用電源設備 (通番⑥)

非常用電源設備は、劣化により非常時の電源設備等のバックアップ機能を損なう恐れがあることから、消防法では、外観、機能、作動点検を6か月に1回、総合点検を1年に1回実施することが義務づけられています。また、電気事業法により、受変電設備と同様の点検が義務づけられています。

このような点検により不具合が明らかになるため、耐用年数や点検結果に基づき、速やかな対処を行うことにより設備の機能を維持します。特に、防災機能上重要な役割を担っている庁舎等の施設では、非常に重要な設備であることから、不具合が発生する前に対策を講じます。

(ウ) 防災設備 (通番⑦)

防災設備は、劣化すると火災時に警報が鳴らないなど、機能が動作しない場合には、人命に係る事故につながることから、消防法では、機器の点検を6か月に1回、総合点検を1年に1回行うことが義務づけられています。点検により発見された不具合は、速やかに対処し、設備の機能を維持します。

(エ) その他電気設備 (通番⑧)

その他の電気設備は、定期点検や日常における操作確認により不具合を確認することにより、機能が完全に停止する前に措置を講じます。

### 【機械設備】

(ア) 空気調和設備 (通番⑨)

空気調和設備は、故障等により停止すると、市の業務の執行にも支障が生じるため重要な設備です。

当該設備は、施設の規模や用途によりさまざまなものがありますが、大規模施設では、冷暖房の熱源機器 (冷温水発生機等)、空気調和設備機器、送風機、ポンプ類等の機器の組み合わせを基本として整備されています。また、近年では、マルチ型のヒートポンプを用いる施設が増加しています。

(イ) 給排水衛生設備 (通番⑩)

給排水衛生設備は、劣化して漏水等が発生すると、施設の機能に支障を及ぼす恐れがあり、水質に影響が生じる場合、施設利用者の健康を損なう恐れがあるほか、漏水により水資源が無駄になるばかりでなく、室内環境へ悪影響を及ぼす恐れがあります。また、ポンプ類が劣化すると、断水につながる危険性があります。

そのようなことから、建築物の衛生的環境の確保に関する法律では、貯水槽の清掃を1年に1回、排水に関する設備の清掃を6か月に1回行うことが義務づけられており、日常の点検の機会や法定点検等により不具合を確認し、速やかに対処し設備の機能を維持します。

(ウ) 換気・排煙設備 (通番⑪)

機械換気設備が劣化すると、換気能力不足による室内環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。また、建築基準法や消防法に定める機械式の排煙設備が劣化すると、火災発生時に機器が動作しない場合には、人命に係る事故につながることから、機器の法定点検が義務づけられています。日常の点検や法定点検により発見された不具合や故障は、速やかに対処し設備の機能を維持します。



(エ) 消火設備（通番⑫）

消火設備が劣化すると、火災発生時にポンプやスプリンクラーが使用できないなど、重大な事故となり市に損害が生じる恐れがあります。最悪は人命に係る事故につながることから、消防法では、6か月に1回の法定点検が義務づけられています。点検により発見された不具合の状況により、速やかに対処し設備の機能を維持します。

(オ) 昇降機設備（通番⑬）

昇降機設備（エレベーター）は、劣化により誤作動・閉じ込め等による事故が発生する恐れがあるため、建築基準法では、1年に1回の法定点検が義務づけられています。それに加えて、おおむね月に1回の専門技術者による保守点検を行います。点検により不具合が明らかになるため、耐用年数や点検結果に基づき、速やかな対処により設備の機能を維持します。

(7) 施設の状態

施設を適切に維持していくうえで、現在の施設の各部位を点検し状態を把握します。

点検部位は、「(7) 部位別の保全手法」において、延命化及び安全性の向上や、建築物の性能や機能を維持するうえで重要となる部分として示した [表イ] スポーツ施設保全対象部位の13項目とし、各部位ごとの評価は次の表記のとおりとします。

劣化度	状態
空欄	問題なく維持できていると思われるもの
1	軽度の劣化が見られ、短中期的に保全計画が必要と思われるもの
2	中度の劣化が見られ、修繕等が必要と思われるもの
3	劣化が進行し、改修工事が必要と思われるもの
—	該当のないもの

施設の状態（劣化状況）と対策予定

※1～3は前表に示す劣化度を表す

No.	点検部位 優先対抗度 名称 対策予定年度	建築				電気				機械				備考	
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫		⑬
		A	A	C	C	B	B	B	B	B	C	C	B		B
(1)	伊予三島運動公園 体育館 (1989年築)														2036年解体工事
(2)	川之江体育館 (1989年築)	3	3	3	3			2						2	2036年解体工事
		2021	2025	2026	2022			2023						2024	
(3)	土居総合体育館 (2004年築)	2	2	2	2	1	2		2	2	1		1		2024年中規模改修 2051年解体工事

伊予三島運動公園体育館は、平成29年度開催の愛顔つなぐえひめ国体の会場利用に伴い、一手に保全箇所の修繕・改修を行いました。現状目立った躯体の損傷がなく、性急な改修・修繕の箇所は特段見受けられません。

川之江体育館は、令和2年3月作成の川之江体育館改修工事基本計画業務から、改修・修繕に係る費用が合計1,659,300千円必要であることがわかっています。緊急性、優先性が高い項目が散見され、優先順位を明確にしたうえで順次工事を行っていく必要があります。

土居総合体育館について、令和元年10月作成の土居総合体育館(アリーナ土居)リニューアル提案書から、改修・修繕に係る費用が合計424,170千円必要であることが分かっています。

- (1) 伊予三島運動公園体育館は、特に問題がありませんので、今後計画的な修繕等により、適切に施設を維持していきます。
- (2) 川之江体育館は、屋根や外壁が相当劣化しており、雨漏りも発生していることから、各部位の早急な修繕・改修が必要です。
- (3) 土居総合体育館は、屋根及び外部仕上げが劣化してきておりますが、比較的軽度であるため、適当な時期に対応します

(8)施設の改修時期と対策費用

ア 施設更新・改修経費の試算

本計画期間の2056年度までに必要な施設の改修や更新等にかかる対策費用を試算します。費用の試算に当たっては、「(6)施設の長寿命化と保全」で示した改修周期と改修単価等を使用します。「単純更新(従来)型」と「長寿命化・再編型」で試算します。

(ア) 単純更新(従来)型

統廃合などの再編は行わず、既存の建物と同規模の建物を維持することとし、従来建替えの時期と考えてきた、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に基づく耐用年数満了期に、同規模の建物に建替える計画とします。スポーツ施設の耐用年数は47年で、建替え単価は36万円/㎡です。

(時期：年度、単位：千円)

改修等区分		伊予三島運動公園 体育館	川之江体育館	土居総合体育館
		1989年築	1989年築	2004年築
構造		RC造	RC造	RC造
耐用年数満了年		2036年	2036年	2051年
面積		7,912㎡	6,477㎡	7,983㎡
建替え	時期	2036	2036	2051
	費用	2,848,320	2,331,720	2,873,880
	費用計	8,053,920		
維持管理 ・ 修繕費	種別	委託料等	委託料等	委託料等
	時期	2020～2056	2020～2056	2020～2056
	費用	各年63,369	各年36,145	各年38,764
	種別		屋根・屋上	外壁・外床
	時期		2021	2027
	費用		66,100	129,050
	種別		内装仕上げ	屋根・屋上
	時期		2022	2029
	費用		118,000	47,870
	種別		防火設備	外部その他
	時期		2023	2030
	費用		8,600	8,030
種別		昇降機	内装仕上げ	
時期		2024	2031	
費用		2,800	39,230	

	種別		外壁・外床	非常用電源設備
	時期		2025	2032
	費用		91,200	1,510
	種別		外部その他	その他電気設備
	時期		2026	2033
	費用		67,200	15,130
	種別			空気調和設備
	時期			2034
	費用			123,140
	種別			給排水衛生設備
	時期			2038
	費用			7,490
	種別			消火設備
	時期			2040
	費用			33,820
種別			受変電設備	
時期			2045	
費用			18,900	
	費用計		5,894,356	
合計額			13,948,276	

(イ) 再編型

スポーツ・レクリエーション施設は、中規模改修を竣工後 20 年に実施することとします。中規模改修単価は 100 千円/m<sup>2</sup>、解体費用単価は 30 千円/m<sup>2</sup>です。

●再編型改修等計画

(時期：年度、単位：千円)

改修等区分	伊予三島運動公園体育館	川之江体育館	土居総合体育館	新体育館
	1989 年築	1989 年築	2004 年築	2036 年築
構造	R C 造	R C 造	R C 造	R C 造
耐用年数満了年	2036 年	2036 年	2051 年	2083 年
面積	7,912 m <sup>2</sup>	6,477 m <sup>2</sup>	7,983 m <sup>2</sup>	7,194 m <sup>2</sup>
中規模改修	時期	—	—	2024～2025
	費用	—	—	798,300
	費用計	1,517,700		
大規模改修	時期	—	—	—
	費用	—	—	—
	費用計	—		
新築 (建替え)	時期	—	—	2035
	費用	—	—	2,374,020
解体工事	時期	2036	2036	2051
	費用	237,360	194,310	239,490
建替え等費用計	3,045,180			
合計	4,562,880			

○土居総合体育館中規模改修費用：100 千円×7,983 m<sup>2</sup>=798,300 千円

○新体育館の情報

●面積：今後 40～50 年間の人口減少率が 45%と想定されていることから、2 同規模施設延床面積の和の 50%と仮定し、7,194 m<sup>2</sup>とします。

(伊予三島運動公園体育館(7,912 m<sup>2</sup>) + 川之江体育館(6,477 m<sup>2</sup>) × 50%)

●建替え費用：330 千円×7,194 m<sup>2</sup>=2,374,020 千円

●中規模改修費用：100 千円×7,194 m<sup>2</sup>=719,400 千円

○伊予三島運動公園体育館解体費用：30 千円×7,912 m<sup>2</sup>=237,360 千円

○川之江体育館解体費用：30 千円×6,477 m<sup>2</sup>=194,310 千円

○土居総合体育館解体費用：30 千円×7,983 m<sup>2</sup>=239,490 千円

保全計画一覧（維持管理・修繕費）

（時期：年度、単位：千円）

工種	番号	対象部位	名称	伊予三島運動公園体育館	川之江体育館	土居総合体育館	新体育館
			築年	1989年築	1989年築	2004年築	2036年予定
			改修周期	改修年度			
建築	①	屋根・屋上	20年	2029 50,000	2021 66,100	中規模改修時	
	②	外壁・外床	20年	2029 100,000	2025 91,200	中規模改修時	
	③	外部その他	40年	発見された損傷・故障の状況に基づき随時対処	2026 67,200	発見された損傷・故障の状況に基づき随時対処	
	④	内装仕上げ	40年	発見された劣化・破損状況に基づき随時対処	2022 118,000	発見された劣化・破損状況に基づき随時対処	
電気	⑤	受変電設備	25年	点検により発見された不具合は速やかに対処		中規模改修時	
	⑥	非常用電源設備	30年			中規模改修時	
	⑦	防災設備	20年		2023 8,600	中規模改修時	
	⑧	その他電気設備	15年			中規模改修時	2050 20,000
機械	⑨	空気調和設備	30年			中規模改修時	
	⑩	給排水衛生設備	30年	不具合が確認され次第速やかに対処			
	⑪	換気・排煙設備	25年	発見された不具合や故障は速やかに対処		中規模改修時	
	⑫	消火設備	20年	2029 10,000	2029 10,000	中規模改修時	
	⑬	昇降機設備	30年		2024 2,800	中規模改修時	

（その他経費）

（単位：千円）

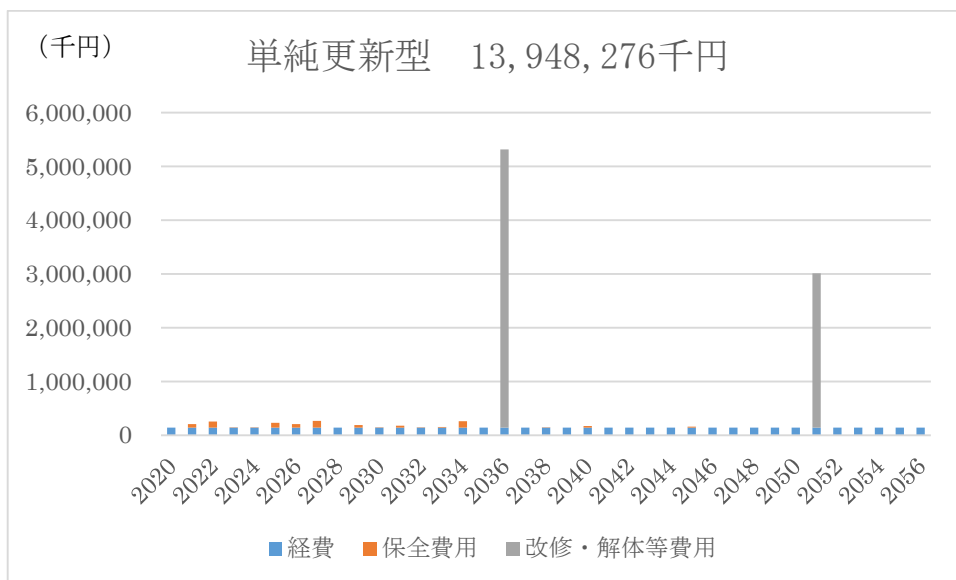
委託料等	2020～2035	伊予三島運動公園体育館	1,013,904
	2020～2035	川之江体育館	578,320
	2020～2050	土居総合体育館	1,201,684
	2035～2056	新体育館	1,094,654

合計	8,995,342千円		
----	-------------	--	--

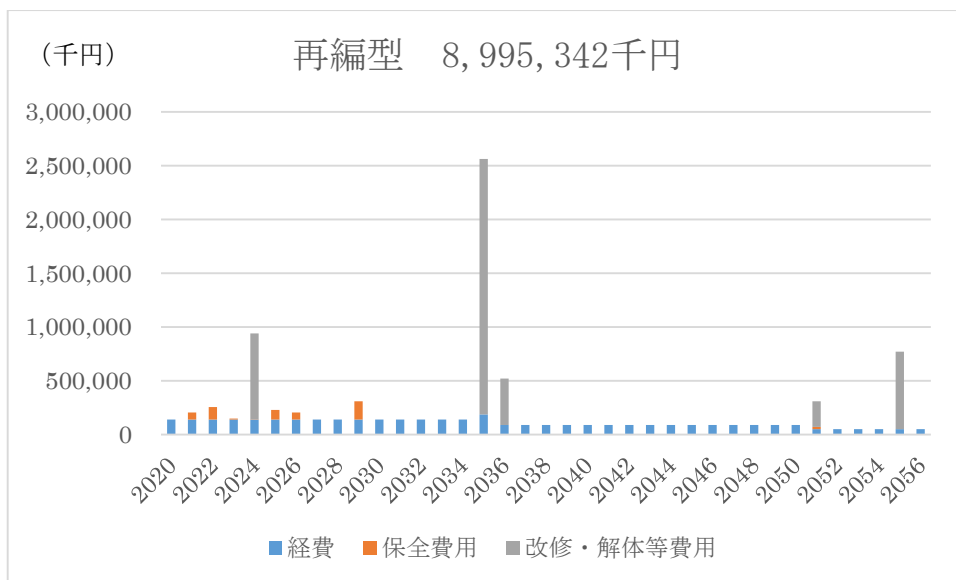
イ 試算額の比較

試算額の比較は、次のとおりです。

単純更新（従来）型



再編型



(ウ) 効果額

「再編型」による場合は、4,952,934千円の経費節減が見込まれます。

類型	試算額
単純更新（従来）型	13,948,276千円
長寿命化・再編型	8,995,342千円
効果額（差額）	4,952,934千円

※廃止及び処分したスポーツ施設の売却による収入は含まない。

ウ 施設の改修等対策計画

前述の「再編型」による改修等の対策計画を整理します。

改修等対策計画と費用見込み（時系列一覧）

計画期間	予定年度	対策の名称等	費用見込み (千円)
短期	2021	川之江体育館屋根・屋上工事	66,100
	2022	川之江体育館内装仕上げ工事	118,000
	2023	川之江体育館防火設備工事	8,600
	2024	土居総合体育館中規模改修工事	798,300
	2024	川之江体育館昇降機工事	2,800
	2025	川之江体育館外壁・外床工事	91,200
	2026	川之江体育館外部その他工事	67,200
中期	2029	川之江体育館消火設備改修	10,000
	2029	伊予三島運動公園体育館屋根・屋上改修	50,000
	2029	伊予三島運動公園体育館外壁・外床改修	100,000
	2029	伊予三島運動公園体育館消火設備改修	10,000
	2035	新体育館建設工事	2,374,020
	2036	川之江体育館解体工事	194,310
	2036	伊予三島運動公園体育館解体工事	237,360
長期	2051	土居総合体育館解体工事	239,490
	2050	新体育館その他電気設備改修	20,000
	2055	新体育館中規模改修	719,400

短期：計画策定～2026(R 8)年度

中期：2027(R 9)～2041(R23)年度

長期：2042(R24)～2056(R38)年度



改修等対策計画と費用見込み（施設毎・時系列）

（単位：千円）

No.	計画期間 年度 名称	短期	中期		長期			備考	
		2025	2030	2035	2040	2045	2050		2055
(1)	伊予三島 運動公園 体育館	●2036 解体工事 237,360							
		●2029 屋根・屋上改修 50,000 ●2029 外壁・外床改修 100,000 ●2029 消火設備改修 10,000							
(2)	川之江体育館	●2036 解体工事 194,310							
		●2021 屋根・屋上改修 66,100 ●2022 内装仕上げ改修 118,000 ●2023 防火設備改修 8,600 ●2024 昇降機改修 2,800 ●2025 外壁・外床改修 91,200 ●2026 外部その他 67,200 ●2029 消火設備改修 10,000							
(3)	土居総合 体育館	●→ 2024～2025 中規模改修 798,300				●2051 解体工事 239,490			
(4)	新体育館	●2035 建築工事 2,374,020				●→ 2055～中規模改修 719,400			
		●2050 その他電気設備改修 20,000							